

新旧対照表

○旅館業法施行細則

新			旧		
<p>(営業許可の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡した場合において、当該旅館業を譲り受けた者が同項の許可を受けようとするときは、第1号、第6号及び第7号に掲げる書類のうち、変更がないものの添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>が水道水以外の水を使用するものである場合は、原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>が<u>第5条第1項に規定する水質基準</u>に適合していることを証する書類の写し</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(浴槽水等の水質基準)</p> <p>第5条 旅館業法施行条例(昭和32年神奈川県条例第64号)別表第1の9の項(1)に規定する原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難く、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと<u>保健福祉事務所長</u>が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。</p>			<p>(営業許可の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡した場合において、当該旅館業を譲り受けた者が同項の許可を受けようとするときは、第1号、第6号及び第7号に掲げる書類のうち、変更がないものの添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>が水道水以外の水を使用するものである場合は、原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>が<u>水質基準</u>に適合していることを証する書類の写し</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(浴槽水等の水質基準)</p> <p>第5条 旅館業法施行条例(昭和32年神奈川県条例第64号)別表第1の9の項(1)に規定する原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難く、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと<u>知事</u>が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。</p>		
1・2 (略)			1・2 (略)		
3 <u>水素イオン濃度指数</u>	<u>値が5.8以上8.6以下であること。</u>	<u>ガラス電極法</u>	3 <u>水素イオン濃度</u>	<u>5.8以上8.6以下であること。</u>	<u>ガラス電極法又は比色法</u>
4 <u>有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測</u>	<u>有機物(全有機炭素の量)の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム</u>	<u>有機物(全有機炭素の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法</u>	4 <u>有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)</u>	<u>1リットル中10ミリグラム以下であること。</u>	<u>滴定法</u>

新			旧		
<u>定結果を適用すること</u> <u>が不適切な場合は</u> <u>、過マンガン酸カリ</u> <u>ウム消費量</u>	<u>以下であること。</u>				
5 <u>大腸菌</u>	<u>検出されないこと。</u>	<u>特定酵素基質培地法</u>	5 <u>大腸菌群</u>	<u>50ミリリットル中に検</u> <u>出されないこと。</u>	<u>乳糖ブイヨンーブリリ</u> <u>アントグリーン乳糖胆</u> <u>汁ブイヨン培地法又は</u> <u>特定酵素基質培地法</u>
6 (略)			6 (略)		
2 旅館業法施行条例別表第1の9の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難しく、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと <u>保健福祉事務所長</u> が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。			2 旅館業法施行条例別表第1の9の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難しく、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと <u>知事</u> が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。		
1 (略)			1 (略)		
2 <u>有機物(全有機炭</u> <u>素の量)。ただし、</u> <u>塩素化イソシアヌル</u> <u>酸等を用いて消毒し</u> <u>ており、有機物(全</u> <u>有機炭素の量)の測</u> <u>定結果を適用するこ</u> <u>とが不適切な場合は</u> <u>、過マンガン酸カリ</u> <u>ウム消費量</u>	<u>有機物(全有機炭素の</u> <u>量)の場合は1リット</u> <u>ル中8ミリグラム以下</u> <u>、過マンガン酸カリウ</u> <u>ム消費量の場合は1リ</u> <u>ットル中25ミリグラム</u> <u>以下であること。</u>	<u>有機物(全有機炭素の</u> <u>量)の場合は全有機炭</u> <u>素計測定法、過マンガ</u> <u>ン酸カリウム消費量の</u> <u>場合は滴定法</u>	2 <u>有機物等(過マン</u> <u>ガン酸カリウム消費</u> <u>量)</u>	<u>1リットル中25ミリグ</u> <u>ラム以下であること。</u>	<u>滴定法</u>
3・4 (略)			3・4 (略)		

新

第1号様式（第2条関係）（表）（略）

（裏）

構造設備等の概要

譲受けの場合の構造設備等の変更の有無		有・無			
使用する施設及びその面積		造 平屋建 棟 計 棟延べ m ²			
客室及び定員	広 さ	室 数	鍵の掛かる 構造設備の有無	定 員	寝台の有無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	合 計	室		人	
客室の採光 及び照明	自然採光 ・ 人工照明		客室の換気	自然換気 ・ 動力換気	
玄関 帳場又は フロント	有（面積 m ² ） ・ 無				
	機能を代替する設備を有する場合は、その内容				
便所	数	男性用 箇所	女性用 箇所	客室 箇所	
	便器の数	大 個・小 個	個	大 個・小 個	
洗面設備	個室 箇所・給水（湯）栓 個 共用 箇所・給水（湯）栓 個				
※洗面用水	1 水道水 2 その他（ ）				
浴 室 等	数及び面積	男性用 箇所 m ²	女性用 箇所 m ²	客室 箇所 m ²	
	浴 槽 数	屋内（ ）屋外（ ）	屋内（ ）屋外（ ）	屋内（ ）屋外（ ）	
	ろ過器等の有無	有（ ）・無	有（ ）・無	有（ ）・無	
	気泡発生装置等の有無	有（ ）・無	有（ ）・無	有（ ）・無	
	給水（湯）栓	個		個	
	脱衣所	有 ・ 無		有 ・ 無	
※原 湯	1 水道水 2 その他（ ）				
※原 水	1 水道水 2 その他（ ）				
※ <u>上がり用湯</u>	1 水道水 2 その他（ ）				
※ <u>上がり用水</u>	1 水道水 2 その他（ ）				
排水処理方法	1 下水道 2 浄化槽 3 その他（ ）				
備考					

備考 1 譲受けの場合には、表面の「営業の種類」及び「旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無」の各欄並びに裏面の各欄（※印の欄を除く。）のうち、変更がないものの記入を省略することができます。
2 上記1により記入を省略する場合には、表面の「譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨」の欄に営業譲渡の事実を記入し、譲渡人が署名してください。ただし、譲り受けたことを証する書面（契約書の写し等）を添付することにより、記入及び署名に代えることができます。

旧

第1号様式（第2条関係）（表）（略）

（裏）

構造設備等の概要

譲受けの場合の構造設備等の変更の有無		有・無			
使用する施設及びその面積		造 平屋建 棟 計 棟延べ m ²			
客室及び定員	広 さ	室 数	鍵の掛かる 構造設備の有無	定 員	寝台の有無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	合 計	室		人	
客室の採光 及び照明	自然採光 ・ 人工照明		客室の換気	自然換気 ・ 動力換気	
玄関 帳場又は フロント	有（面積 m ² ） ・ 無				
	機能を代替する設備を有する場合は、その内容				
便所	数	男性用 箇所	女性用 箇所	客室 箇所	
	便器の数	大 個・小 個	個	大 個・小 個	
洗面設備	個室 箇所・給水（湯）栓 個 共用 箇所・給水（湯）栓 個				
※洗面用水	1 水道水 2 その他（ ）				
浴 室 等	数及び面積	男性用 箇所 m ²	女性用 箇所 m ²	客室 箇所 m ²	
	浴 槽 数	屋内（ ）屋外（ ）	屋内（ ）屋外（ ）	屋内（ ）屋外（ ）	
	ろ過器等の有無	有（ ）・無	有（ ）・無	有（ ）・無	
	気泡発生装置等の有無	有（ ）・無	有（ ）・無	有（ ）・無	
	給水（湯）栓	個		個	
	脱衣所	有 ・ 無		有 ・ 無	
※原 湯	1 水道水 2 その他（ ）				
※原 水	1 水道水 2 その他（ ）				
※ <u>上り用湯</u>	1 水道水 2 その他（ ）				
※ <u>上り用水</u>	1 水道水 2 その他（ ）				
排水処理方法	1 下水道 2 浄化槽 3 その他（ ）				
備考					

備考 1 譲受けの場合には、表面の「営業の種類」及び「旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無」の各欄並びに裏面の各欄（※印の欄を除く。）のうち、変更がないものの記入を省略することができます。
2 上記1により記入を省略する場合には、表面の「譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨」の欄に営業譲渡の事実を記入し、譲渡人が署名してください。ただし、譲り受けたことを証する書面（契約書の写し等）を添付することにより、記入及び署名に代えることができます。